

第9章 感染症・予防接種

感染症

平時の感染症予防と感染症法に基づく迅速で的確な対応ができるよう各関係機関との連携強化を図った。令和4年の感染症（結核を除く）発生届出件数は1,155件であった。

類別にみると、3類感染症は、腸管出血性大腸菌感染症2人。4類感染症は、レジオネラ症5人。5類感染症は、侵襲性肺炎球菌感染症1人、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症1人、梅毒4人であった。新型コロナウイルス感染症が1,142人であった。情報収集等疫学調査により感染源及び感染経路対策、二次感染予防等の防疫対応を行った。

また、エイズ対策として、抗体検査を受けやすい体制とし、受検者の増加を促すため、平成19年度からHIV抗体検査に迅速検査法を導入し、平成23年度からは夜間検査を実施している。また、平成29年度からは、梅毒検査を開始し、エイズ抗体検査と同時に受検できる体制となっている。

予防接種

予防接種は、感染症を予防し、また、そのまん延を防ぐことにより、県民の生命と健康を守る重要な対策の一つであり、予防接種法に基づき、接種の種類や実施の方法、接種による健康被害が生じた場合の救済制度等が定められている。

保健所においては、ワクチンに関する正しい知識の普及に努めるとともに、関係機関と連携して予防接種の推進に努めた。